

単身者用車いす使用者向の入居資格

申込期間に、次の 1～6 のすべてにあてはまる必要があります。

1 東京都内に継続して 3 年以上居住していること

- (1) 東京都内に継続して 3 年以上居住している成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。
ただし、海外からの引揚者で、日本に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できる方は、3 年未満でも可。
- (2) 外国人については、中長期在留者で、(1) のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

2 配偶者がいないこと、かつ単身で居住していること

同居・他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合も含む。）をいいます。

- (1) 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が末届の夫または妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む。）がいないこと。
- (2) 現に同居または別居のいずれの場合でも、配偶者を除いた申込みはできません。これには下記（3）にあてはまる方も含みます。
なお、離婚の予定があり、同居している親族が配偶者だけの方は、単身で申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できる必要があります。
- (3) 同居している親族がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまるときは申込みできます。
 - ア 同居している親族全員が、申込み後から入居資格審査までの間に、結婚し転出または遠隔地へ転勤もしくは就職することにより、申込者が単身居住となること。
なお、入居資格審査のときにそのことを証明できる必要があります。
※遠隔地とは、居住地から通常の公共交通機関を利用して片道 2 時間以上かかる地域をいいます。
 - イ 居住している住宅が狭い。（お住まいの住宅の住戸専用面積が下記の入居資格基準未満であること。）

入居資格基準	居住人数	住戸専用面積（壁芯）	居住人数	住戸専用面積（壁芯）	壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。
	2 人	30 m ²	5 人	57 m ²	
	3 人	40 m ²	6 人	66.5 m ²	
	4 人	50 m ²	7 人	76 m ²	

3 車いす使用者で次のすべてにあてはまること

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている 1 級・2 級 の障害者または戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第 1 号表ノ 2 の第 1 項症以上の障害者。
- (2) 住居内の移動に車いすの使用を必要としている方で、車いすの使用を証明する書類を提出できること、または入居資格審査のときに本人が来社することで車いす使用を証明できること。

4 所得が定められた基準内であること

年間所得金額が、所得基準の範囲内であること。

- 所得税法上の扶養親族がいる場合は、扶養親族 1 人につき 38 万円を申込者の年間所得から差し引いてください。

所得基準 0 円～2,568,000 円

5 住宅に困っていること

(1) 住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）でないこと。
ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。

ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。

なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等の提出、入居後 2 か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。

イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）。

なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。

(2) 現に公営住宅の車いす使用者向住宅に入居している方、または使用予定者となっている方は申込みできません。

6 暴力団員でないこと

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第六号に規定する暴力団員でないこと。
なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。